

令和5年7月吉日

お客様 各位

さがえ西村山農業協同組合  
(公印省略)

### J A事業における通帳預かり業務の見直しについて(お願い)

日頃より、当 JA 事業に於きましては、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、当組合では組合員・地域利用者の皆様のご期待に応え信頼される J Aを目指し、コンプライアンス態勢の強化および経営の健全化・効率化に取り組んでおります。

この度、共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正に伴い、下記のとおり令和5年8月1日(火)より通帳預かり業務の見直しをさせていただくことになりました。皆様にはご不便をおかけすることになりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後も組合員・利用者の皆様へお役に立てる情報の発信や様々なご相談にお応えできるサービス提供を心掛けてまいりますので、引き続きご愛顧いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

### 記

#### 【令和5年8月1日(火)からの見直し内容】

1. 共済推進を行う役職員の通帳預かりができなくなります。

具体的な取引内容は以下の通りです。

#### ○貯金払戻および通帳記帳（総合口座・普通貯金・貯蓄貯金等）

貯金払戻および通帳記帳につきましてはお近くの A T M または J A 窓口へご来店のうち、ご利用いただきますようお願いいたします。

※貯金口座の開設・入金のための現金及び通帳預かりについては、令和5年3月に周知のとおり令和5年5月31日をもって既に廃止しております。

#### ○定期貯金

総合口座への定期貯金契約につきましては、お近くの A T M または J A 窓口へご来店のうち、ご利用いただきますようお願いいたします（定期専用通帳への契約は除く）。

※通帳預かり無しで定期貯金のご契約をされる方につきましては、今まで通り職員が行いますのでお気軽にお声がけいただき、A T M または J A 窓口へご来店するのが困難の方はお近くの J A 窓口までお問い合わせください。

※なお、上述の内容に加え、「不正・不祥事未然防止」を図る上での考え方がありますことを申し添えます。